

## 第6章 環境

地球環境にやさしい、

豊かな自然とともに生きるまち

- 34 環境活動の推進
- 35 地球温暖化対策の推進
- 36 循環型社会の構築
- 37 自然共生の推進
- 38 生活環境の保全

施策

NO.34

## 環境活動の推進

目的

環境に対する知識と理解を備え、市と協働して環境保全を進めていくための行動を実践できるような、地域づくり・人づくりを行うこと。

### 施策を取り巻く状況

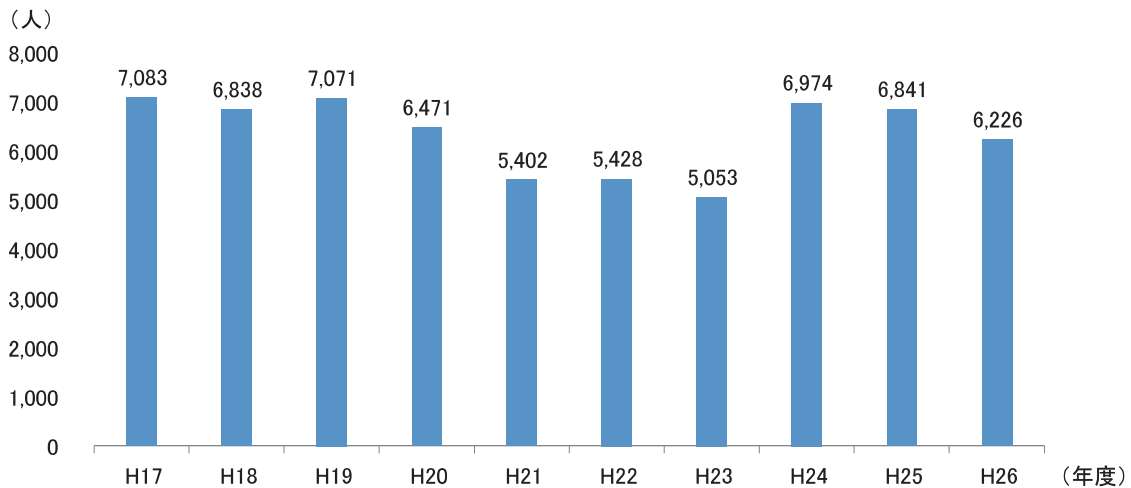
#### 現状

- ・ 環境教育・環境学習、普及・啓発活動の一環として、市民環境調査、星空観察の集い、子どもエコクラブ\*の活動支援等を実施しています。
- ・ かわごえ環境ネット\*とパートナーシップを形成し、地域全体の環境保全活動を展開しています。

#### 課題

- ・ 市民一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しやすいしくみづくりが必要です。
- ・ 市民、民間団体、事業者、行政の各主体が、日常生活や事業活動と環境との関わりに気づき、それぞれの役割や責任を理解し、行動や参加をするための力を身につけることが必要です。
- ・ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の基本理念である環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の重要性を踏まえ、次世代の育成に取り組む必要があります。

環境学習講座参加者数



川越市環境政策課調べ

\*子どもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

\*かわごえ環境ネット：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、民間団体、事業者及び市の4者によるパートナーシップ組織。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 環境教育・環境学習の推進（環境政策課）

- ① 市民、民間団体、事業者の各主体と連携や協働を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。また、幼児期からの環境教育・環境学習を推進します。  
●関連 [ No. 11 生涯学習活動の推進、No. 47 住民自治の推進 ]
- ② 誰にでも分かりやすい、環境保全に関する情報提供の充実を図ります。
- ③ 身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。

2 環境活動団体等への支援（環境政策課）

- ① 市民、民間団体、事業者との協働による事業展開を図るとともに、情報交換、相互交流等により、各主体の環境保全活動を支援します。 ●関連 [ No. 47 住民自治の推進 ]
- ② かわごえ環境ネットとのパートナーシップの強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。 ●関連 [ No. 47 住民自治の推進 ]

3 環境活動を実践する人材の育成・支援（環境政策課）

- ① 専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、環境活動を支える人の育成や支援に努めます。
- ② 地域清掃活動を行う市民、民間団体、事業者を支援し、清潔で住みよい魅力ある地域づくりの担い手を育成します。 ●関連 [ No. 39 地域コミュニティ活動の推進 ]



こどもエコクラブ研修会の様子

| 指標                         | 実績値   | 目標値  |      |
|----------------------------|-------|------|------|
|                            | (H26) | H32  | H37  |
| 環境教育・環境学習に関する事業数<br>(事業/年) | 53    | 60   | 70   |
| 環境指標*の目標値達成状況 (%)          | 33.3  | 40.0 | 50.0 |

\*環境指標：環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。ここでは、「川越市環境基本計画」で設定している指標群を指す。

施策

NO.35

## 地球温暖化対策の推進

目的

地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

### 施策を取り巻く状況

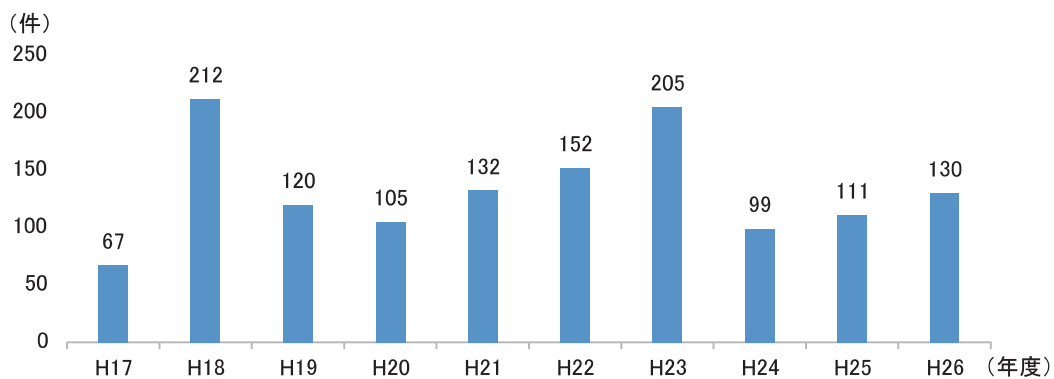
#### 現状

- ・川越市環境マネジメントシステム\*に基づき、市の事業活動が環境に影響を与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- ・本市は平成19(2007)年12月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガス\*の排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。
- ・再生可能エネルギー\*機器等設置事業への補助金の交付、エコチャレンジファミリー認定事業\*などさまざまな取組を行っています。

#### 課題

- ・地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- ・市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- ・地球温暖化は既に始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

エコチャレンジファミリー認定件数



川越市環境政策課調べ

\*環境マネジメントシステム：Environmental Management System (EMS) のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための組織経営のしくみ。

\*温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

\*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

\*エコチャレンジファミリー認定事業：市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

- ① 環境マネジメントシステムに基づき、市の事業におけるエネルギーの消費を削減し、温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量などにつながります。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

- ① 市民や事業者等に対し、省エネルギーについて意識啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。
- ② 事業者に対し、環境に配慮しながら社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

- ① 身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に二酸化炭素の排出がない水素を活用した機器などの普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

- ① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。
- ② 渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池\*自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。  
●関連 [ No. 22 交通ネットワークの充実 ]
- ③ 二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。
- ④ 国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。
- ⑤ 極端な気象現象、蚊等の媒介生物を介した感染症等、気候変動がもたらすさまざまなリスクへの対策を図ります。  
●関連 [ No. 10 保健衛生・医療体制の充実、No. 42 防災体制の整備 ]

| 指標  | 実績値   | 目標値   |     |
|---|-------|-------|-----|
|   | (H23) | H32   | H37 |
| 市域における温室効果ガス排出量*<br>(千 t-CO <sub>2</sub> * / 年) | 1,728 | 1,067 | 937 |

\*燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。

\*市域における温室効果ガス排出量：温室効果ガス排出量の算定に当たり、各種統計データの集計の公表を待つ必要があることから、3年前の数値が最新となる。

\*千 t-CO<sub>2</sub>：二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

|    |       |                                     |
|----|-------|-------------------------------------|
| 施策 | NO.36 | 循環型社会の構築                            |
|    | 目的    | 資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。 |

### 施策を取り巻く状況

#### 現状

- ・ 10種9分別の収集に加え、小型家電の回収を開始するなど、費用対効果を考慮した資源回収に努めるとともに、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- ・ つばさ館\*を活用し、循環型社会\*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- ・ 既存の処理施設については、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設については延命化事業を推進しています。
- ・ 産業廃棄物の排出量は緩やかな増加傾向にあります。不適正処理は減少傾向にありますが、小規模な不法投棄等は依然として発生しています。
- ・ 「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙によるたばこの吸い殻等の散乱防止の啓発をしています。

#### 課題

- ・ さらなるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- ・ 老朽化している施設については、可能な限りの延命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- ・ 廃止した西清掃センターの跡地利用についての検討が必要です。
- ・ 産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発及び適正処理のさらなる推進が必要です。
- ・ 路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸い殻等の散乱を防止する必要があります。

### 施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

#### 1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ① ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。
- ② 出前講座の実施やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

\*つばさ館：「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

\*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

**2 循環利用の推進**（資源循環推進課）

- ① 資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみのさらなる資源化を促進します。
- ② 東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化\*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に係る再商品化及び処理困難物等の再資源化などにより、ごみの循環利用を推進します。

**3 一般廃棄物の適正処理**（環境施設課）

- ① 老朽化が進む東清掃センターの延命化対策を検討するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。また、廃止した西清掃センターは、解体及び解体後の跡地利用について検討します。
- ② 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後の在り方について検討します。さらに、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③ 廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障害のある人に対応した収集の充実を推進します。
- ④ 地域住民と連携を図るとともに、監視カメラ等の活用により、不法投棄の未然防止及び早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤ 民間団体との連携や、啓発活動を展開し、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に努めます。

**4 産業廃棄物の適正処理**（産業廃棄物指導課）

- ① 排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- ② 排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③ 監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。



資源化センター

| 指標               | 実績値     | 目標値     |         |
|------------------|---------|---------|---------|
|                  | (H26)   | H32     | H37     |
| ごみ排出量 (t / 年)    | 114,238 | 109,188 | 107,958 |
| リサイクル率 (%)       | 25.0    | 30.0    | 35.0    |
| つばさ館来館者数 (人 / 年) | 49,261  | 53,000  | 55,000  |

\*焼却残さのセメント原料化：廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメントの原料として再利用すること。

施策

NO.37

## 自然共生の推進

目的

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

### 施策を取り巻く状況

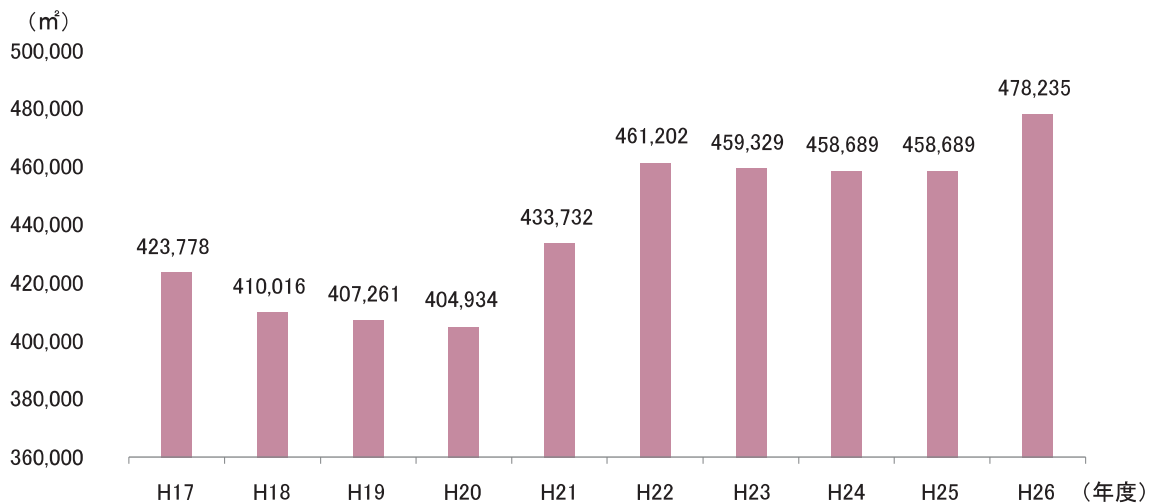
#### 現状

- ・ 保存樹林制度\*の指定基準面積を緩和し、指定面積の拡大を図り、緑地の保全に努めています。
- ・ 市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する支援を実施しています。
- ・ 水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境に関する市民の理解を深めています。
- ・ 野生生物の調査や講座などを行い、生物多様性\*についての啓発活動を行っています。

#### 課題

- ・ 市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- ・ 緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- ・ 市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- ・ 地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての啓発活動が必要です。

保存樹林指定面積



川越市環境政策課調べ

\*保存樹林制度：市内に残る貴重な緑地を保全し、潤いと安らぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林地を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

\*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。



施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ① 保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、樹林地の保全について強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ② 樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ① 市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して緑化を推進します。
- ② 公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。  
●関連 [ No. 20 景観まちづくりの推進、No. 21 道路交通体系の整備 ]
- ③ 市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。  
●関連 [ No. 26 公園・緑地の充実、No. 42 防災体制の整備 ]

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ① 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深め、水辺環境の保全に努めます。  
●関連 [ No. 26 公園・緑地の充実 ]

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ① 市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。また、鳥獣の保護管理や特定外来生物\*の防除に努めます。
- ② 講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。



市民の森（第8号、大袋地内）

| 指標            | 実績値     | 目標値     |         |
|---------------|---------|---------|---------|
|               | (H26)   | H32     | H37     |
| 保存樹林指定面積（㎡）   | 478,235 | 496,235 | 511,235 |
| 市民花壇累計指定数（か所） | 74      | 104     | 129     |

\*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施  
策

NO.38

## 生活環境の保全

目的

健やかな暮らしができる環境を確保すること。

### 施策を取り巻く状況

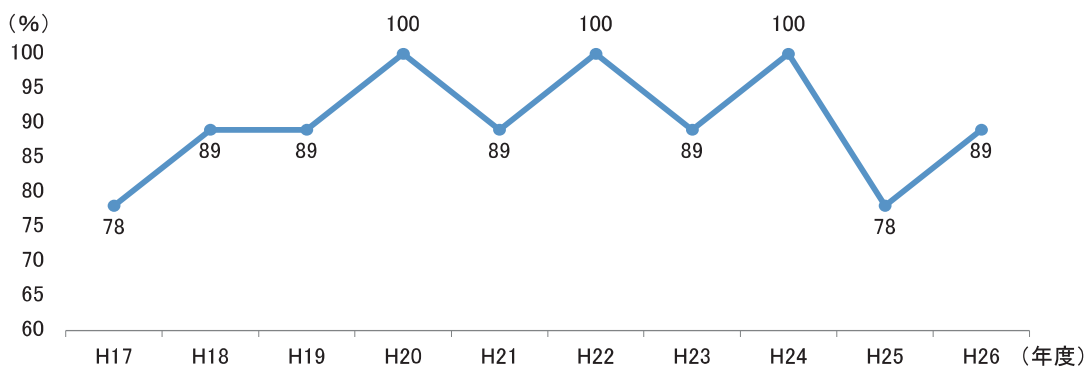
#### 現 状

- ・ 大気環境はほとんどの項目で環境基準\*を達成していますが、光化学オキシダント\*については、市内全測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。
- ・ PM2.5\*などの新たな環境汚染物質による問題も発生しています。
- ・ 河川の水質環境の指標である BOD\*については、近年環境基準を達成できない状況も発生しています。
- ・ 大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。さらに、化学物質の排出状況を把握し、公表しています。
- ・ 騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。

#### 課 題

- ・ 光化学オキシダント及び PM2.5 について、削減に向けた取組を実施する必要があります。
- ・ BOD 環境基準達成率が 100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。
- ・ PM2.5 や放射性物質等の新たな環境汚染物質について、分かりやすく情報提供するなど、適切に対応する必要があります。

水質汚濁に係る環境基準達成状況推移



川越市環境対策課調べ

\*環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

\*光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

\* PM2.5：直径 2.5 マイクロメートル以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

\* BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 大気環境対策（環境対策課）

- ① 光化学オキシダント及び PM2.5 に対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。
- ② 大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導及び啓発を行います。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ① 生活排水対策として、単独処理浄化槽\*等から合併処理浄化槽\*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。  
●関連 [ No. 25 公共下水道事業の充実、No. 30 農業の振興 ]
- ② 河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導及び啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ① 騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導及び啓発を行います。
- ② 市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ① 化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ② 新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。



PM2.5の成分分析測定機器



河川の水質調査

| 指標                   | 実績値   | 目標値 |     |
|----------------------|-------|-----|-----|
|                      | (H26) | H32 | H37 |
| 水質汚濁に係る環境基準達成状況* (%) | 89    | 100 | 100 |
| 大気環境基準達成状況* (%)      | 71    | 82  | 100 |

\*単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。

\*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

\*水質汚濁に係る環境基準達成状況：市内4河川9地点で測定しているBODの環境基準に適合している地点の割合。

\*大気環境基準達成状況：大気汚染常時監視測定局で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合。

